

古フランス語における身体部位名詞に先立つ 所有形容詞と定冠詞の用法について

A propos de l'emploi de l'adjectif possessif et de l'article défini devant
les noms de parties du corps en ancien français

今 田 良 信
Yoshinobu IMADA

0. 本稿の目的

本稿は、古フランス語における身体部位名詞の限定詞として用いられる所有形容詞と定冠詞について、この両者がいかに使い分けられているかを用例に基づいて分析するのが目的である。今回は、その使い分けを、身体部位名詞の所有者をめぐる諸々の条件との関係で眺めてみることにしたい。

1. 従来の研究と問題の所在

現代フランス語における研究では、巻末の参考文献欄にも示してあるように、様々な観点からの分析が行われているが、具体例に網羅的に適用できるような説明はまだないようである。⁽¹⁾

古フランス語については、筆者が調べた限り、この問題についての研究の数自体まだ少なく、⁽²⁾ 記述も簡単である。

例えば、Ménard (1976) pp. 36-37 には次のような記述が見られる（波線は筆者による。以下の引用についても同様）：

L'emploi du possessif présente en AF les particularités suivantes :

1° Pour les parties du corps humain où le rapport de possession est suffisamment clair, alors que le FM se contente de l'article défini, l'AF emploie parfois l'adjectif possessif.

Tendi sa main. (Chanson de Guillaume, 1166)

《Il tendit la main.》

ここでは、現代フランス語との間に用法の異なる点があることが指摘されており、用例が挙げられている。

このような問題は、容易には厳密な結論を出しにくい性質のものであるにしても、suffisamment clair とはどのような点で明らかであればよいのか（形式的にか意味的にか）、⁽³⁾ また、それを「十分に明らか」だと判定する基準はどこに置かれているのかという疑問が残る。parfois にしても、筆者にとっては、本当にそうであるのか、そうであるなら頻度としてどの程度のことなのかという点で曖昧であり、そのことは資料に基づき、古フランス語において身体部位の所有関係が「十分に明らか」であって限定詞が所有形容詞である例と定冠詞である例の出現の頻度を比べてみなければ、にわかには決めがたいように思われる。Ménard には所有形容詞の例が示されているが、定冠詞の例としては(1)のような例が見られる（行の境を示す／とテキストのイタリック体の箇所は筆者

による。以下も同様)：

(1) Et mes sire Gauvains s'adresce/au palefroi et tant *la* main (*Perc* 6534)

「そこでゴーヴァン殿は馬のところまで進み、手を伸ばす」

ついでながら、現代フランス語との比較について言えば、現代フランス語においてだけでも、定冠詞と所有形容詞との使い分けは微妙であって、*Elle tendit sa main aux flammes.* のような例もあることからすれば、⁽⁴⁾ 古フランス語と現代フランス語との比較もそれほど簡単には行かないようである。従って、先ず両者の網羅的な記述を行った上で比較をすれば、更に興味深いように思われる。

次に、Moignet (1979) pp. 103-104 を見るともう少し具体的な記述がなされている：

Par le même principe, l'article défini dispense de l'emploi d'un déterminant possessif pour les parties du corps, quand le possesseur est mentionné clairement sous forme d'un nom ou d'un pronom.

Rol., 1785 Li quens Rollant at *la* buche sanglente.

Ibid., 1826 E si li metent *el* col un caeignun.

Auc., XVI, II se je me lais caïr, je briserai *le* col.

Il y a d'ailleurs alternance entre l'article et le possessif :

Rol., 1786 De *sun* cervel rumput en est *li* temples.

Parfois le possesseur est simplement impliqué par la situation :

Renart, 7175 Et vos, Tiebert, ou est *la* queue ?

ここでは、身体部位の所有者が「名詞あるいは代名詞の形で」明示される場合に定冠詞が用いられると述べられている。しかし、後に続く記述を見ると、Ménard と同様に、所有者が形式的に明示されているか否かだけでは限定詞の用法を区別することはできないという含みを残しているようでもある。

実際、所有者が明示されていても限定詞が所有形容詞である(2)のような例も見られる：

(2) Mes sire Gauvains maintenant/torne *sa* chiere (*Perc* 7037)

「ゴーヴァン殿はすぐに自分の頭の向きを変える」

また、逆に主語が文中に明示されていなくても、(3)のように定冠詞が用いられている例もある：

(3) Hauce *la* paume, si li a doné grant (*Nim* 614)

「(ベルナル・ド・ブレバンは)手を上げ、彼〔ギエラン〕に酷い(一撃を)食らわせた」

更に、引用例を見ると、最初の3例で明示されている所有者は *Li quens Rollant*, *li*, *je* となっており、文の主語であったり、間接目的補語であったりしているが、その違いに関しては触れられていない。これにしても、両者の間に差はないのであろうか。また、その次の2例は、身体部位名詞が文の主語となっている用例であるが、

最初の3例とこの2例を構文的に見て同列に扱ってよいかということも考えてみる必要がある。

筆者は、古フランス語のこの所有形容詞と定冠詞の用法の問題については、先ずできるだけ網羅的に用例を集め、それを構文パターンや頻度も考慮しつつ分析することによって、その違いがどこにあるかを細かい点でも記述し、明らかにしてゆくことが肝要ではないかと考える。本稿では、まだ網羅的という訳にはゆかないが、上記で取り上げた点について一定の資料に基づき、実証的に分析・考察を行ないその手始めとしたい。

2. 資料について

分析には、資料として12世紀の韻文の文学作品5点を用いた。^[5] 使用テキストとその略称は次の通りである：

AA: Ami et Amile, publié par Dembowski, P. F., [CFMA 97], Paris, Champion, 1987.

Ene: Eneas, édité par Salverda de Grave, J.-J., 2 tomes [CFMA 44, 62], Paris, Champion, tome I: 1973, tome II: 1983.

Nim: Le Charroi de Nîmes, édité et corrigé par McMillan, D., Paris, Klincksieck, 1978.

Or: La Prise d'Orange, édité par Régnier, C., Paris, Klincksieck, 1977.

Perc: Le Conte du Graal (Perceval), publié par Lecoy, F., 2 tomes [CFMA 100, 103], Paris, Champion, tome I: 1979, tome II: 1984.

上記の資料から、身体部位名詞を含む用例を全て収集したが、用例の構文等は種々雑多であり、これらを一律に取り扱うことは問題を煩雑にし、問題の焦点をぼやかすことにすらなり兼ねないため、今回は扱う用例に一定の枠を設け、それ以外のものは一応除外し、また別の機会に利用することにする。以下に除外した用例を箇条書きしておく。

- a) 身体部位名詞が何らか（形容詞、前置詞句、関係詞節）の修飾を受けているもの。^[6] これは修飾を受けることにより、その限定詞が影響を受ける可能性があるためである。
- b) 無生物主語など身体部位を所有し得ないものが文の主語であるもの。
- c) 身体部位名詞が文の主語になっているもの。^[7]
- d) 身体部位が特定の所有者のものでなく一般的総称的に用いられているもの。^[8]
- e) 身体部位名詞がそれを含む決まり文句の中に現われているもの。^[9]
- f) 身体部位名詞が比喩的意味で使われているもの。^[10] なお、名詞 *cors* は所有形容詞と共に用いられて再取代名詞として働いたり、*ame* 「魂」に対して「肉体」の意味で用いられたり、「遺体」の意味で用いられたりすることも多いので、念のため全て除くことにする。
- g) 身体部位名詞が文の主語や直接目的補語の様態を示す状況補語になっているもの。^[11]
- h) 不定詞を被制辞 (*régime*) とする動詞 (*verbe régissant*)^[12] をもつ文のうち使役構文等で、不定詞の主語が動詞の主語と異なるもの。

3. 分析の考え方と手順について

1. で指摘した問題を解決するために、本稿では、直接的にせよ間接的にせよ身体部位の所有者に関わる次のような観点から分析を行なう。

先ず対象とする用例を、身体部位名詞が1つの場合と2つの場合に分けて扱うことにする。身体部位名詞が1つと2つでは、身体部位の所有者を限定詞の区別により示すとしても、限定詞に依存する度合いが異なる場合も

あると考えられるからである。ここで注意しておきたいのだが、2つある場合と言っても、文中で同じ文法的役割（直接目的補語であるとか前置詞句になっているとか）で且つ同じ所有者の身体部位名詞が並列されているようなものは含まない。例えば、次の(4)、(5)の場合は1つにしか数えない：

(4) Girars li baise et *la bouche* et *le nés* (AA 115-2293)

「ジラルは彼〔アミ伯〕の口と鼻に接吻する」

(5) ...il le blesce/*el braz* et *el costé* mout fort (Perc 8142)

「彼〔ゴヴァン殿〕は彼〔騎士〕の腕と横腹に酷い傷を負わせる」

2つと数えるのは、(6)、(7)のような例である：

(6) *sa barbe* arache o *ses doiz* (Ene 6255)

「(エウアンデルは) 自分の指で自分の髭を掻きむしる」

(7) ...li copai *le chief* soz *le menton* (AA 49-875)

「(私は) 奴〔アルドレ〕の頭を顎の下で断ち切りました」

次に、身体部位の所有者に関わる対立として考えられるのが、所有者が主語・主語以外という対立である。そもそも2種類の限定詞に使い分けがあるということは、何か区別の必要性があるからに他ならないが、所有の意味の強調の有・無といった意味的な区別以外では、例えば、身体部位名詞が文中に2つありその所有者が異なる場合は、その区別を必要とする典型的なものであって、所有者が主語・主語以外という対立が限定詞の使い分けによって示される可能性は十分あり得る。上記(6)、(7)と次の例(8)を比べられたい：

(8) ...li donai sor *le col* de *mon poing* (Or 223)

「(私は) 自分の拳で奴〔サラセン人〕の頸に(一撃を) 食らわせてやりました」

ただし、この例も所有者の明示・非明示という対立と無関係ではなく、決して1つの基準だけで計れないことは確かである。例えば、次の例を見られたい：

(9) ...a *ses piez* l'a jus mort abatu (Or 123)

「(ジルベールは) 彼〔サラセン人〕を自分の足下に打ち倒して殺した」

(10) *As piez* le conte s'asist tot de son gré (Or 177)

「(ジルベールは) [ギョーム] 伯の足下にとっても喜んで座った」

(9)の「足」の所有者は主語の「ジルベール」であり文中に明示されておらず、(10)の「足」の所有者は主語以外の「[ギョーム] 伯」であり文中に明示されている。この場合、限定詞の使い分けが、所有者が主語か主語以外かという条件の違いによるのか、所有者が非明示か明示かという条件の違いによるのか、あるいは両方の条件を併せた違いによるのか、また、それ以外の何かの理由によるのかすぐには決めがたい。

そこで更に、所有者が主語・主語以外という対立と同様に注意しておきたいのが、やはり1. で触れた Moignet も指摘している文中における所有者の明示・非明示であろう。筆者は、これだけで限定詞の使い分けの要件を満たしているとは考えないが、重要な要素ではないかとは考えている。

それ以外の明示的な条件として身体部位名詞が前置詞に支配されているかどうかも加えておきたい。これは、具体例を集める過程で部分的であるが限定詞の使い分けに差があるように見えたものである。

以上について、どのように区分を設けるかは、身体部位名詞が1つの場合と2つの場合で異なるため、それぞれの分析のところで示すことにする。

4. 分析

4.1. 身体部位名詞が1つの場合

上記の考え方により、身体部位名詞が1つの場合を対象として、

〔区分 1-1〕 身体部位の所有者が主語であるか主語以外であるか。

〔区分 1-2〕 文中において、その所有者が何らかの形（名詞あるいは代名詞）で明示されているかどうか。

〔区分 1-3〕 身体部位名詞が前置詞に支配されているかどうか。

という3つの区分を組み合わせて縦軸に取り、所有形容詞と定冠詞の使い分けについて用例数を示したのが〔表

〔表 I〕

区分		作品	AA		Ene		Nim		Or		Perc		計	
			〔所〕	〔定〕	〔所〕	〔定〕	〔所〕	〔定〕	〔所〕	〔定〕	〔所〕	〔定〕	〔所〕	〔定〕
主語	明 示	限定詞の別 区分 1-3	0	3	5	2	0	2	1	3	11	7	17	17
		非前置詞句	1	2	6	4	1	1	0	3	20	6	28	16
語	非 明 示	前置詞句	3	6	19	4	0	3	2	3	4	6	28	22
		前置詞句	19	0	11	6	9	3	4	2	8	8	51	19
主語 以外	明 示	非前置詞句	0	14	0	10	0	3	0	1	0	17	0	45
		前置詞句	0	23	2	30	0	16	0	21	2	36	4	126
	非 明 示	非前置詞句	0	1	1	3	1	0	0	0	4	0	6	4
		前置詞句	0	0	7	0	0	0	0	0	7	0	14	0
計			23	49	51	59	11	28	7	33	56	80	148	249
			72		110		39		40		136		397	

I]である〔所〕＝所有形容詞,〔定〕＝定冠詞を表わす)。

この表の分析を行なう前に, 3. で触れた「他の人ではなく自分自身の～」という所有の意味の強調があると考えられる用例について断っておきたい。この場合, 全ての用例で所有形容詞が用いられており, 所有の意味の強調は, 所有形容詞が用いられる大きな条件の1つであるが, この表の区分とは直接関係をつけにくい意味的なレベルの問題なので, 何例か認められたが, 別扱いとし, この表には含めないことにした。

この表からは次のような点が指摘できる。

- ① 身体部位の所有者が主語の場合は, たとえ所有者が明示されていても, 限定詞の使い分けにそれほど顕著な傾向はない。すなわち, 非前置詞句では〔所〕:〔定〕=17:17の同数, 前置詞句では〔所〕:〔定〕=28:16で所有形容詞の方が少し多いものの, 全体としては〔所〕:〔定〕=45:33で, 特に一方に有意差⁴⁴⁾は認められない。
- ② 身体部位の所有者が主語で明示されていない場合は, 非前置詞句では〔所〕:〔定〕=28:22でどちらにも有意差はないが, 前置詞句では〔所〕:〔定〕=51⁴⁵⁾:19で所有形容詞に有意差があり(72.9%), 非明示の例全体でも〔所〕:〔定〕=79:41で一応所有形容詞に有意差が認められる。
- ③ 一方, 身体部位の所有者が主語以外で文中に明示されている場合は, 身体部位名詞の限定詞は, 圧倒的な有意差をもって定冠詞が用いられている。身体部位名詞が非前置詞句では, 〔所〕:〔定〕=0:45で全て定冠詞が用いられ, 前置詞句でも〔所〕:〔定〕=4⁴⁶⁾:126で, 所有者が明示されている例全体では〔所〕:〔定〕=4:171となり, 実に97.7%が定冠詞である。
- ④ 身体部位の所有者が主語以外で文中に明示されていない場合は, 逆に身体部位名詞の限定詞は所有形容詞に有意差が認められる。身体部位名詞が非前置詞句であると〔所〕:〔定〕=6:4であまり差はないものの, 前置詞句では〔所〕:〔定〕=14:0で全て所有形容詞が用いられ, 所有者が非明示の例全体では〔所〕:〔定〕=20:4で用例数はあまり多くはないが, 83.3%の高い割合で所有形容詞が用いられている。
- ⑤ 非前置詞句と前置詞句という区分に目を向けると, 非前置詞句では, 身体部位名詞の所有者が主語以外で明示されている場合のみ定冠詞に有意差がある(分析結果③)。前置詞句では, 所有者が主語で明示されている場合は有意差はないが, その他の場合には, 所有者が主語・非明示では所有形容詞に(分析結果②), 所有者が主語以外・明示では定冠詞に(分析結果③), 所有者が主語以外・非明示では所有形容詞に(分析結果④)有意差がある。

この分析結果から次のことが言えよう。

(1-1) 分析結果①, ③から見ると, Moignet に指摘されているような, 身体部位の所有者が明示されている場合でも, その所有者が主語であるか主語以外であるかはやはり大切な違いであり, 条件として分けて考える必要があると言えよう。この点は, Ménard で言及されている所有形容詞と定冠詞の頻度を考える場合も同様である。⁴⁷⁾

(1-2) 分析結果①~④を総合して, 身体部位の所有者が主語・主語以外及び所有者の明示・非明示という条件は, 身体部位名詞の限定詞の使い分けにおける基準として関与性が高いと考えられよう。特に, 所有者が主語以外の場合の明示・非明示は, 限定詞の使い分けに対し顕著な関与性を示している。なぜなら, 所有者が主語以外で明示されている場合にはかなりの確実性(97.7%)を持って定冠詞が使用され, 非明示の場合には反対に, 明示の場合ほどではないが, かなり高い出現頻度(83.3%)で所有形容詞が使用されるからである。所有者が主語の場合は, 理由は今のところよく分からないが, その関与性が低くなり, 明示・非明示という条件により限定

詞の使い分けにそれほど顕著な差は現われない。

(1—3) 非前置詞句・前置詞句の区分については、他の条件により有意差が有ったり無かったりし、また、同じ前置詞句で有意差がある場合でもその限定詞が所有形容詞であったり定冠詞であったりする点を見ると、この区分が限定詞の使い分けにおいて関与的であるどうかは現時点ではまだ決めがたい。

4.2. 身体部位名詞が2つの場合

身体部位名詞が2つの場合には、当然1つの場合とは縦軸と横軸に取る区分内容が異なってくる。すなわち、
 [区分 2-1] 2つある身体部位名詞の所有者が両方主語であるか、両方主語以外であるか、一方が主語で一方が主語以外であるか。

[区分 2-2] 文中において、その所有者が何らかの形(名詞あるいは代名詞)で明示されているかどうか。

[表Ⅱ]

区分 2-1	限定詞の別 区分 2-2	両方 [所]	一方が [所]・一方が [定]		両方 [定]
			主語所有側[所] 主語以外所有側[定]	主語所有側[定] 主語以外所有側[所]	
両方主語	明 示				1: Perc 3696
	非 明 示	2: Ene 6255 Perc 2370			1: Perc 8819
両方主語以外	明 示				3: AA 49-875, 59-1037, 155-3028
	非 明 示				4: AA 155-3026 Nim 1209 Perc 1114, 6607
一方が主語・一方が主語以外	両方 明 示		1: Or 1241		
	主語 明 示 主語以外非明示				
	主語 非 明 示 主語以外 明 示		5: AA 66-1212; Ene 2869, 3547; Or 223; Perc 5308		
	両方 非 明 示				

という2つの区分を組み合わせて縦軸に取り、横軸は2つの身体部位名詞の限定詞について、両方とも所有形容詞の場合、一方が所有形容詞で一方が定冠詞の場合（この場合、縦軸の〔区分 2-1〕で所有者の一方が主語で一方が主語以外という場合には、更に、主語が所有する方が所有形容詞で主語以外が所有する方が定冠詞の場合と、その逆に主語が所有する方が定冠詞で主語以外が所有する方が所有形容詞の場合に分かれる）、両方とも定冠詞の場合に区分することになる。なお、身体部位名詞が2つの用例は数が少ないので、作品別の区分は行なわず、用例がある欄には、用例数と用例の出現箇所を示した。また、非前置詞句・前置詞句の区分についても省略するが、これについては後で触れる。以上を表にしたのが〔表Ⅱ〕である。

この表からは次の点が指摘できよう。

- ① 身体部位の所有者が両方主語の場合は、身体部位名詞の両方に所有形容詞が用いられている場合と両方に定冠詞が用いられている場合がある。
- ② 身体部位の所有者が両方主語以外の場合は、明示・非明示のいずれでも両方の身体部位名詞に定冠詞が用いられている。
- ③ 身体部位の所有者の一方が主語・一方が主語以外の場合は、主語が所有の身体部位名詞には所有形容詞が、主語以外が所有の身体部位名詞には定冠詞が全ての例で用いられている。主語以外の所有者については、4.1.③の場合と同じく、全てが明示されているという条件のもとでのことである。¹⁰⁾

用例数は少ないものの、傾向として次のことが言えよう。

- (2-1) 分析結果を総合すると、身体部位名詞が文中に2つの場合は1つの場合と比べて、諸条件の重なり具合の違いのためか、使い分けの状況が異なる。これは、この両者を分けたことに意義があることを示している。
- (2-2) 分析結果②・③によれば、ただひとつ身体部位名詞が1つの場合と同じなのは、身体部位の所有者が主語以外で文中に明示されていれば全て定冠詞が用いられているという点である。
- (2-3) 分析結果③について具体例をもう少し細かく見てみると、所有者の一方が主語・一方が主語以外という例は6例ある。身体部位名詞が非前置詞句か前置詞句かという観点から見ると、主語が所有の身体部位名詞が非前置詞句で主語以外が所有の身体部位名詞が前置詞句の例が2例（用例⑴及び *Ene* 6255）、その逆の例が1例（用例⑵）、両方が前置詞句の例が3例（用例⑸、⑹及び *AA* 66-1212）である：

⑴ ...*sa main sor le chief li mist* (*Perc* 5308)

「(ゴーヴァン殿は) 彼女〔娘〕の頭の上に自分の手を置いた」

⑵ *les piez li torchot a sa main* (*Ene* 3547)

「(シルヴィアは) 自分の手でそれ〔鹿〕の脚を摩った」

⑶ *Ge vos dorroie sor le nes de mon poing* (*Or* 1241)

「私が自分の拳でああなたの鼻の上に(一撃を) 食らわせてやるでしょうに」

しかし、この場合、限定詞の使い分けは、身体部位名詞が非前置詞句・前置詞句という条件により左右されおらず、大切な要件は所有者が主語か主語以外かという点である。

5. 結論

以上、古フランス語における身体部位名詞の限定詞として用いられる所有形容詞と定冠詞の使い分けについて

分析・考察を行ってきた。本稿で明らかになった主要な事実を確認しておくことにする。

まず、身体部位の所有者をめぐる諸条件による所有形容詞と定冠詞の使い分けをまとめて表にしたのが〔表Ⅲ〕である（表の見方は次の通り。限定詞の一方の使用に有意差があれば「～に有意差」、有意差が認められなければ「〔所〕～〔定〕」、今回の資料で用例が収集できずどちらも決められない場合は「？」^脚と記した。網のかかった部分は実際に有り得ない場合を示す）。

〔表Ⅲ〕

		身体部位名詞が 文中に1つの場合	身体部位名詞が文中に2つの場合		
			両方主語の所有	両方主語以外の所有	主語と主語以外の所有
所有者が 主語	所明 所有者示	〔所〕～〔定〕	〔所〕～〔定〕	[網]	〔所〕に有意差
	所非 所有者示	〔所〕に有意差			
所有者が 主語以外	所明 所有者示	〔定〕に有意差	[網]	〔定〕に有意差	
	所非 所有者示	〔所〕に有意差		?	

〔表Ⅲ〕において、限定詞のいずれかに有意差がある場合でも、実際の出現頻度には差がある。そこで、使い分けの基準と出現頻度が顕著な場合について箇条書きにしておきたい。但し、ここでは所有の意味の強調のような純粋に意味論的な条件には触れない。

- 〔1〕 身体部位の所有者が主語か主語以外かという条件、及び身体部位の所有者が文中に明示されているか否かという条件は、身体部位名詞の限定詞の使い分けにおける基準として関与性が高いと認められるが、限定詞の実際の出現頻度は所有者をめぐる諸条件の重なり合い方により異なる。
- 〔2〕 身体部位名詞が文中に1つの場合でも2つの場合でも、身体部位の所有者が主語以外で文中に明示されているという条件のもとでは、ほぼ全て（本稿の調査では97.8%）の例で定冠詞が用いられている。
- 〔3〕 身体部位名詞が文中に1つで身体部位の所有者が主語以外の場合、所有者が文中に明示されているか否かという基準により、かなり顕著な限定詞の使い分けが見られる。すなわち、所有者が主語以外で明示されていれば、圧倒的な頻度（本稿の調査では97.7%）で定冠詞が、明示されていなければ、これもかなり高い頻度（本稿の調査では83.3%）で所有形容詞が用いられる。
- 〔4〕 身体部位名詞が文中に2つの場合でも、身体部位の所有者が主語か主語以外かという基準は限定詞の使

い分けにおいて関与的であり、それが顕著な傾向を示すのが、身体部位の一方が主語・一方が主語以外の所有の場合である。この場合、主語が所有する側の身体部位名詞には所有形容詞が、主語以外が所有する側の身体部位名詞には定冠詞が全ての例で用いられている。ただし、[2]でも指摘した通り、主語以外の所有者は全て文中に明示されている。

以上が本稿で明らかになった主な事実である。もとよりこれで十分などとは考えていないし、今後更に用例を増やし、考察を深めてゆく必要性はあろうが、この問題はすっきりとした形で結論を出すのが難しい一面を持っている。次の2例を見られたい：

(14a) *si li ancline et ses mains joint* (*Perc* 8451)

「そこで(グリノマランは)彼[ゴーヴァン殿]に頭を下げ、自分の手を組む^例」

(14b) *si l'ancline et les mains joint* (*Perc* 6145)

「そこで(ゴーヴァン殿は)彼[隠者]に頭を下げ、手を組む^例」

(14a)も(14b)も同じ意味内容を表わす(と思われる)文であるであるが、限定詞が異なっている。この両者の限定詞の用法の違いを説明することは形式的にも意味的にも困難であろう。また、もうひとつ厄介な問題がヴァリエーションの存在であり、テキストを扱う際には避けて通れないものである。写本によりテキストの同一箇所限定詞が異なっていたり、一方には存在する限定詞が一方には無かったりする。今回の用例の収集においても、かなり注意を払ったが、これをどう扱うかも今後の課題である。

注

本稿は日本ロマンス語学会第27回大会(1990年5月19/20日、於 京都産業大学)において、口頭発表した内容をもとにして新たに用例を加えて考察を進め、かなり大幅に補訂を行なったものである。

(1) 詳しくは大久保(1985)、大木(1989)。

(2) 例えば、前田(1984)。

(3) この引用例の前後をテキストに当たって調べてみると、直前の文に身体部位名詞の主語が明示されていたので、前文脈から意味的に明らかかな場合を指すのかも知れないが、これだけでははっきりとしない。調べたテキストは次の通り：*La Chanson de Guillaume*, publiée par McMillan, D., [SATF], Paris, Picard, tome I: 1949, pp. 51; Wathelet-Willem, J. (1975): *Recherches sur la Chanson de Guillaume*, Paris, Les Belles Lettres, p. 847.

(4) 詳しくは朝倉(1984), pp. 170-171.

(5) 学会の研究発表では、この他にも資料として使った作品があったが、本稿では、用例を数量的にも扱う必要があるため、これまで作品全体から用例を収集できたこの5作品に資料を絞ることとした。韻文と散文の資料の違いによる差については、所有形容詞も定冠詞も音節数は同じであり、それほど問題にしなくてもよいように思われる。ただし、定冠詞は前置詞 *a, de, en* と縮約を起こすが、所有形容詞は縮約を起こさないので、この点は注意が必要であろう。いずれにしても、散文資料による調査等はまた別の機会に譲りたい。

(6) ただし、前置詞句のうち身体部位の所有者のみを表わしているものは用例に含める。

(7) 前田(1984)では、この構文パターンは「テーマ化、強調に依る意図の介入する可能性がある」として考察に含めていない。筆者も、これは本稿の目的とする限定詞の使い分けを所有者との明示的關係で見ることができないという点で外しておいた方がよいと考える。

(8) 例えば, *Il s' entresamblent de venir et d'aler/Et de la bouche et dou vis et dou nés* (*AA* 2-39).

- (9) 例えば, *par mon chief, por les membres tranchier* 等の表現。
- (10) 例えば, *el sain saint Abrahan* (*Perc* 2960)。
- (11) 例えば, *devant li vient, si la salue,/et ele lui, le chief bessié* (*Perc* 3444); ..., *et venoit un testieré an son col* (*Perc* 5084)。
- (12) 文字通りには「制辭動詞」となるが, これを *verbe régent* と呼ぶ学者もおり, 具体的には使役動詞, 感覚動詞, 半助動詞等を含む。詳しくは Moignet (1979), pp. 297-299, p. 304 及び拙論「古フランス語の「動詞 + 不定詞」構文に於ける語順について——13世紀の散文を資料として——」, 『広島大学文学部紀要』第45巻 (1986), pp. 473-496 の pp. 473-477。
- (13) 現代語訳を参照すると, “*son (mon, ton, ...) propre ~*” と訳されている。全ての用例が *Perc* に見られ, 8例あった。例えば, *ençois m’ocirrai de ma main* (*Perc* 1996); *Au matin mes sire Gauvains/chauca a chascun de ses mains* (*Perc* 8911)。
- (14) 有意差という語を使うに当たっては, 一応5%の危険率を伴う χ^2 検定で確認してある。 χ^2 検定については, 古浦敏生:「イタリア語における冠詞研究(1)——比喻表現を中心として——」, 『広島大学文学部紀要』第25巻2号 (1965), pp. 279-296 の pp. 284-285 序論の注⑧, ⑨などを参照のこと。
- (15) この用例の中には2例ほど全く同じ次のような例が見られる: *Mort le trebuche devant lui a ses piez* (*Nim* 746, *Or* 1606)。身体部位の所有者である主語は, 主語としては文中に明示されていないが, *devant lui* (=主語) という形で現われている。しかし, 限定詞は所有形容詞が使われている。所有者が主語以外で文中に明示されている場合(分析結果③及び注⑭)と比べてみると興味深い。
- (16) 所有形容詞が用いられているのは次の4例である: *anel li mistrent an son doi* (*Ene* 6400); *il lo m’a de mon ventre anblé* (*Ene* 8351); *et li hermites li consoille/une orison dedanz s’oroille* (*Perc* 6259); *Un orellier de soz s’oroille/une dameisele li mist* (*Perc* 8006)。
- (17) Ménard の「十分に明らか」と言うのが, 形式的にか意味的にかは分からないが, いずれにせよ, 身体部位の所有者が主語以外で明示されている場合を除いては, 程度の差はあるが, いずれの場合も所有形容詞が使われる頻度の方が高い。
- (18) [表II]から除いてある身体部位名詞の一方が修飾を受けている用例には次のようなものもあった: *Le poing senestre li a mellé el chief* (*Or* 1603); ... *li dona cop si estout/de la paume an la face tandre* (*Perc* 1048); ... *toz les doiz/li a enz el vis seelez* (*Perc* 5018); *voldroie ores ton cuer tenir/de ton vandre an mes. II. mains* (*Perc* 6850)。部分的に取り上げることにしかならないが, *Perc* 1048において主語が所有者にも拘わらず *la (paume)* となっている箇所だけが分析結果③の唯一の例外である。また, *Perc* 6850では主語以外の所有者が明示されていないため *ton* が用いられていると考えられる。また, ここの *mes* には所有の意味の強調がある。
- (19) ここに該当すると思われる用例として, 注⑭に示した除外例のうち *Perc* 6850 があり, これを見ると1例ではあるが, 所有形容詞が用いられている。
- (20) 人に何かを懇願する時の動作。
- (21) 同上。

参考文献

- Diffloth, G. (1974): 《Body moves in semai and in French》, *CLS*, 10, pp. 128-138.
- Guéron, J. (1983): 《L’emploi “possessif” de l’article défini en français》, *Langue française*, 58, pp. 23-35.
- Hatcher, A. G. (1944): 《Il me prend le bras vs. Il prend mon bras》, *Romanic Review*, 35, pp. 156-164.
- Herslund, M. (1983): 《Le datif de la possession inaliénable》, *Revue Romane*, 24 numéro spéciale, pp. 99-115.
- Julien, J. (1983): 《Sur une règle de blocage de l’article défini avec les noms de parties du corps》, *Le*

- français moderne*, 51-2, pp. 135-156.
- Kliffer, M. (1984): 《Interpretation on Linguistic Levels: French Inalienable Possession》, *Lingua*, 62-3, pp. 187-208.
- Langacker, R.-W. (1968): 《Observation on French Possessives》, *Language*, 44-1, pp. 51-75.
- Leclère, Ch. (1978): 《Sur une classe de verbes datifs》, *Langue française*, 39, pp. 66-75.
- Ménard, P. (1976): *Syntaxe de l'ancien français*, nouvelle édition entièrement refondue, [Manuel du français du moyen âge 1], Bordeaux, SOBODI.
- Moignet, G. (1979): *Grammaire de l'ancien français: Morphologie—Syntaxe*, 2^e édition revue et corrigée, [Initiation à la linguistique, Série B: Problèmes et méthodes 2], Paris, Klincksieck.
- 朝倉季雄 (1967): 『フランス文法覚え書』, 白水社。
- (1984): 『フランス文法メモ』, 白水社。
- 井口容子 (1989): 「拡大与格と体の部分の所有者を表す与格」, 『フランス語学研究』 23, pp. 67-73.
- 大木充 (1989): 「il lève la tête 構文と il se brosse les dents 構文」, 『フランス語学研究』 23, pp. 74-81.
- 大久保伸子 (1985): 「体の一部を表す名詞における所有形容詞と定冠詞」, 『フランス語学研究』 19, pp. 97-107.
- 小石悟 (1986): 「『譲渡不可能』なものを表す名詞の前の限定詞」, 『独協大学外国語教育研究』 5, pp. 1-41.
- 前田弘隆 (1984): 「所有形容詞に代わる定冠詞の用法について——フランス語を中心に——」, 『ニダバ』 13, pp. 63-64. (西日本言語学会第13回講演・研究発表会 (1983年9月10日, 於 岡山理科大学) 研究発表要旨)
- 山田博志 (1985): 「間接目的語について」, 『フランス語学の諸問題』, 三修社。